

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

訓 令

○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 1

訓 令

北海道訓令第7号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年5月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「集中業務室長」を「会計管理室長」に改め、同条第10号中「及び総務業務長」を削る。

第4条第2項中「集中業務室」を「会計管理室」に改める。

第4条の2第1項中「知事室長」の次に「、職員監」を加え、「地域振興監」を「少子高齢化対策監」に、「及び食の安全推進監」を「、食の安全推進監及び建築企画監」に改め、「うち」の次に「、あらかじめ当該部長の指定するものを除き」を加える。

別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第20項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に改め、同項第61号中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改め、同項第63号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同表の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項に次の1項を加える。

24 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行に関する事務

- (1) 第24条第1項の規定に基づき、登録事業者等に対し必要な報告を求め、又は職員に、登録事業者等の事務所等に立ち入り、業務の状況等进行检查させ、若しくは関係者に質問させること。

- (2) 第24条第2項の規定に基づき、入居者の承諾を得ること。
- (3) 第25条第1項の規定に基づき、登録事業者に対し、事実と異なる事項の訂正を申請すべきことを指示すること。
- (4) 第25条第2項又は第3項の規定に基づき、登録事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。

別表第4の総合振興局等の本庁水産林務部の分掌事項第18項を次のように改める。

18 北海道水源林野道行造林条例（昭和26年北海道条例第38号）の廃止に伴う経過措置に関する事務

- (1) 北海道水源林野道行造林条例を廃止する条例（昭和55年北海道条例第53号。次号において「廃止条例」という。）附則第2項の規定に基づき、道行造林の実測面積等必要な事項を定める契約の解除又は変更をすること（道有林野に係るものを除く。）。
- (2) 廃止条例附則第2項の規定に基づき、樹実等の産物の採取を許可し、土地所有者と協議して造林地の採石等をさせ、土地所有者に対し造林した林野等の処分を承認し、造林地の施業方法を定め、及び造林地の保護のため必要な事項を指定すること。

別表第4の総合振興局等の本庁水産林務部の分掌事項第27項に次の3号を加える。

- (3) 第9条第1項の規定に基づき、特定増殖事業計画の認定の申請を受理すること。
- (4) 第9条第4項の規定に基づき、特定増殖事業計画において伐採することとされている民有林の所在地の属する市町村の長の意見を聴くこと。
- (5) 第9条第5項の規定に基づき、同条第4項の規定により意見を聴いた市町村の長に、同条第1項の認定をした旨を通知すること。

別表第4の総合振興局等の本庁水産林務部の分掌事項第30項を削り、同表の総合振興局等の本庁建設部の分掌事項中第18項を第19項とし、第7項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、同事項第6項中第16号を第17号とし、第2号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第8条第1項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対し、相当の期限を定めて、報告を行い、又は報告の内容を是正すべきことを命ずること。

別表第4の総合振興局等の本庁建設部の分掌事項第6項に次の8号を加える。

- (18) 第22条第2項の規定に基づき、建築物が耐震関係規定等に適合している旨の認定を行うこと。
- (19) 第23条の規定に基づき、基準適合認定建築物の認定を取り消すこと。
- (20) 第24条第1項の規定に基づき、基準適合認定建築物の認定を受けた者に対し、報告させ、又は職員に、基準適合認定建築物等への立入検査を行わせること。
- (21) 第25条第2項の規定に基づき、区分所有建築物が国土交通大臣が定める基準に適合していない旨の認定を行うこと。

(22) 第27条第1項の規定に基づき、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、必要な指導及び助言をすること。

(23) 第27条第2項の規定に基づき、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、必要な指示をすること。

(24) 第27条第3項の規定に基づき、要耐震改修認定建築物の区分所有者が指示に従わなかった旨を公表すること。

(25) 第27条第4項の規定に基づき、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、報告させ、又は職員に、要耐震改修認定建築物等への立入検査を行わせること。

別表第4の総合振興局等の本庁建設部の分掌事項中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関する事務

(1) 第24条第1項の規定に基づき、登録事業者等に対し必要な報告を求め、又は職員に、登録事業者等の事務所等に立ち入り、業務の状況等进行检查させ、若しくは関係者に質問させること。

(2) 第24条第2項の規定に基づき、入居者の承諾を得ること。

(3) 第25条第1項の規定に基づき、登録事業者に対し、事実と異なる事項の訂正を申請すべきことを指示すること。

(4) 第25条第2項又は第3項の規定に基づき、登録事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。

別表第5の3の事項中第50号を第51号とし、第26号から第49号までを1号ずつ繰り下げ、同事項第25号中「第58条の11第1項」を「第58条の11」に改め、同号を同事項第26号とし、同事項中第24号を第25号とし、第2号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第20条本文の規定に基づき、河川管理者以外の者が河川工事（河床の掘削工事であって公募により当該工事を行う者を決定するものに限る。）又は河川の維持を行うことを承認すること。

別表第5の8の事項に次の1号を加える。

(2) 施行細則第7条の規定に基づき、完了届等を受理すること。

別表第5中37の事項を39の事項とし、26の事項から36の事項までを2事項ずつ繰り下げ、同表の25の事項中第16号を第17号とし、第2号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第8条第1項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対し、相当の期限を定めて、報告を行い、又は報告の内容を是正すべきことを命ずること。

別表第5の25の事項に次の8号を加える。

(18) 第22条第2項の規定に基づき、建築物が耐震関係規定等に適合している旨の認定を行うこと。

(19) 第23条の規定に基づき、基準適合認定建築物の認定を取り消すこと。

(20) 第24条第1項の規定に基づき、基準適合認定建築物の認定を受けた者に対し、報告させ、又は職員に、基準適合認定建築物等への立入検査を行わせること。

(21) 第25条第2項の規定に基づき、区分所有建築物が国土交通大臣が定める基準に適合していない旨の認定を行うこと。

(22) 第27条第1項の規定に基づき、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、必要な指導及び助言をすること。

(23) 第27条第2項の規定に基づき、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、必要な指示をすること。

(24) 第27条第3項の規定に基づき、要耐震改修認定建築物の区分所有者が指示に従わなかった旨を公表すること。

(25) 第27条第4項の規定に基づき、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、報告させ、又は職員に、要耐震改修認定建築物等への立入検査を行わせること。

別表第5中25の事項を27の事項とし、24の事項を26の事項とし、23の事項を24の事項とし、同事項の次に次の1事項を加える。

25 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関する事務（振興局長（留萌振興局長を除く。）の権限とされているものを除く。）

(1) 第24条第1項の規定に基づき、登録事業者等に対し必要な報告を求め、又は職員に、登録事業者等の事務所等に立ち入り、業務の状況等进行检查させ、若しくは関係者に質問させること。

(2) 第24条第2項の規定に基づき、入居者の承諾を得ること。

(3) 第25条第1項の規定に基づき、登録事業者に対し、事実と異なる事項の訂正を申請すべきことを指示すること。

(4) 第25条第2項又は第3項の規定に基づき、登録事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。

別表第5中22の事項を23の事項とし、9の事項から21の事項までを1事項ずつ繰り下げ、8の事項の次に次の1事項を加える。

9 災害対策基本法の施行に関する事務

(1) 第76条の4第1項の規定に基づき、公安委員会からの要請を受理すること。

(2) 第76条の6第1項の規定に基づき、道路の区間を指定して、車両等の移動その他必要な措置をとることを命ずること。

(3) 第76条の6第2項の規定に基づき、指定道路区間内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとること。

- (4) 第76条の6第3項前段の規定に基づき、同条第1項の規定による措置をとること（同条第3項後段の規定に基づき、車両等を破損することを含む。）。
- (5) 第76条の6第4項の規定に基づき、他人の土地を一時使用し、又は竹木等を処分すること。
- (6) 第76条の7の規定に基づき、国土交通大臣からの指示を受理し、又は市町村に対し指示すること。
- (7) 第82条第1項の規定に基づき、第76条の6第3項後段又は第4項の規定による処分により損失を受けた者に対する損失補償を行うこと。
- (8) 災害対策基本法施行令第33条の3第1項の規定に基づき、公安委員会に、指定しようとする道路の区間及びその理由を通知すること。

別表第6の危機管理監、交通企画監、地域振興監、観光振興監、食産業振興監及び食の安全推進監の決裁事項の項中「危機管理監」を「職員監、危機管理監」に、「地域振興監」を「少子高齢化対策監」に、「及び食の安全推進監」を「、食の安全推進監及び建築企画監」に改め、同表の局長（部内室の長及び集中業務室長を除く。）の決裁事項の項中「集中業務室長」を「会計管理室長」に改め、同表の集中業務室長の決裁事項の項中「集中業務室長」を「会計管理室長」に改め、「（総務業務長の主管する事務については、総務業務長）」を削り、同表の女性相談援助センター所長の決裁事項の項中「相談課長」を「副所長」に改め、同表の計量検定所長の決裁事項の項中「副所長」を「当該事務を所管する副所長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。
